

証券コード 5258
2023年6月6日
(発送日 2023年6月13日)
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目11番2号
株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
代表取締役 大 高 敦

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tm-nets.com/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
太陽生命日本橋ビル 26階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの緩やかな持ち直しが続く一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や世界経済減速の影響を受け、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中でも、政府はキャッシュレス決済の推進を国策として、2025年には同決済比率を40%、将来的に世界最高水準となる80%を目指しております（注1）。これを追い風に、キャッシュレス決済業界においては、生活様式の変化を踏まえつつ、無人店舗やモバイルを起点とした新たなサービスやソリューションが出現しました。

当社においても、当事業年度は、当社データセンターに5万台を超える新規端末が接続され、稼働端末台数は83万台となりました（2023年3月末）。これによりセンター利用料が継続して増加しており、キャッシュレス決済サービスは堅調に推移しております。また、情報プロセッシングサービスにおいては、当事業年度から高い拡張性、高セキュリティを備えたクラウドPOSの商用展開を開始いたしました。クラウドPOSから取得したデータを活用するための「データレイク」の基盤構築についても着手し、当社データセンターの競争優位性をさらに高めるための取り組みを鋭意進めております。

これらの結果、当事業年度における売上高は7,831百万円(前期比9.7%増)、売上総利益2,562百万円(前期比12.4%増)、営業利益560百万円(前期比21.2%減)、経常利益535百万円(前期比24.8%減)となりました。また、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額△147百万円の計上により当期純利益672百万円（前期は当期純損失385百万円）となりました。

なお、当社の事業セグメントはキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省（2018年4月）

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,524百万円で、その主なものは、ソフトウェア投資1,363百万円になります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当期末時点の借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2020年 3 月期)	第 14 期 (2021年 3 月期)	第 15 期 (2022年 3 月期)	第 16 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	8,169,935	6,451,089	7,139,159	7,831,435
経 常 利 益(千円)	1,648,730	158,690	712,345	535,357
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	1,110,547	98,640	△385,789	672,519
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	35.26	3.13	△12.23	21.19
総 資 産(千円)	9,322,062	9,641,671	10,372,062	9,808,555
純 資 産(千円)	7,203,226	7,306,970	5,766,516	4,956,089
1株当たり純資産(円)	228.72	231.86	179.20	159.67

(注) 2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社には該当しません。その他の関係会社である三菱商事株式会社との取引については、一般の取引と同様に、市場価格を参考に価格交渉を行い決定しております。また、当社取締役会は、当社独自の経営判断で事業活動及び経営上の決定が行われており、その他の関係会社(親会社等)からの独立性が確保されているものと考え、当社の利益は害されていないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① セキュリティ体制の継続的強化及びシステムの強化

当社は、クレジットカード業界のセキュリティ基準協議団体（PCI SSC）が定めるPCI DSSの基準に則った運用をしており、決済端末で暗号化されたカード情報は、データセンターで復号化されるまで、決済処理の経路上でカード情報を取得できないようにしております。また、当社の事業は、インターネットを介しての通信ネットワークに依存していることから、データセンター内の多層化・冗長化を進めております。社内規程に基づく管理の徹底と、社内教育・研修の実施によるセキュアな決済システムを維持強化していくことが重要な課題であると認識しております。

② データセンター移設体制の強化

当社は2025年にデータセンターの移設を予定しております。今後の「情報プロセッシング」拡大を見据え、より安全で拡張性の高いデータセンターの選定、サービス提供に影響を及ぼさない移設作業を行うために仮想化技術に長け決済系に精通したベンダーの起用、移行方式含めたアーキテクチャの第三者評価の実施、予期せぬ事象が発生しないような詳細スケジュール策定とバックアッププラン策定による確実なデータセンター移設の実行が重要な課題であると認識しております。

③ ストック収入による定常的な利益の創出

当社の収益モデルは、顧客端末が当社決済処理センターに接続され継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために先行して費用が計上されるインフラ事業的要素があります。顧客基盤の拡大と端末設置台数の増加に伴い、当社決済処理センター利用売上のみで定常的な利益を創出すべく固定費のマネジメントが重要な課題であると認識しております。

④ 「情報プロセッシング」及び流通ソリューション事業の立ち上げ

当社は今後10年間で決済のみならず流通業が必要とするソリューションを総合的に提供する企業体、そしてデータを保存・分析・連携する「情報プロセッシング」を提供する高度なインフラ事業体へと進化をとげることが戦略的方向性であることから、顧客等との実証実験等を通じ具体化をはかり、取組を加速させていくことが重要な課題であると認識しております。

⑤ 組織体制の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に応じて多岐にわたるバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築、人材育成を行うことが重要な課題であると認識しております。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
キャッシュレス決済サービス事業	・電子決済サービスの開発及び提供 ・情報プロセッシングサービスの開発及び提供

(6) **主要な事業所** (2023年3月31日現在)

事業所	所在地
本社	東京都中央区
関西オフィス	大阪府大阪市淀川区
新潟オフィス	新潟県新潟市中央区

(7) **従業員の状況** (2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
キャッシュレス決済サービス事業	254名	5名増

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,900,800株

(注) 2022年11月30日開催の臨時株主総会において自己株式1,250,000株の取得を決議し、2022年12月1日付にて自己株式1,250,000株を取得及び消却しております。

(3) 株主数 11名

(4) 大株主 (11名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三 菱 商 事 株 式 会 社	11,494,500	37.20
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	4,508,000	14.59
株 式 会 社 N T T ド コ モ	3,225,000	10.44
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・データ	2,000,000	6.47
株 式 会 社 ジェーシービー	1,904,500	6.16
三井住友カード株式会社	1,904,500	6.16
ユ ー シ ー カ ー ド 株 式 会 社	1,904,500	6.16
トヨタファイナンス株式会社	1,350,000	4.37
株式会社インターネットイニシアティブ	1,000,000	3.24
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	952,000	3.08
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	657,800	2.13
計	30,900,800	100.00

(注) 持分比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月4日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場に当たり2023年2月27日及び2023年3月15日開催の取締役会において、2023年4月3日を払込期日とする公募による新株発行を決議し、2023年4月3日現在では発行済株式総数が5,971,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,582,461,665円増加し、発行済株式総数が36,872,500株、資本金が6,135,804,665円、資本準備金が3,135,804,665円となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

① 第4回新株予約権（無償ストック・オプション）

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数 ※	当社従業員 46名
新株予約権の数 ※	656個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ※	普通株式 65,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1,200円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年11月15日から2029年11月14日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4

※事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額

を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で調整されるものとする。

なお、2023年4月3日の行使価額を下回る払込金額での新株発行により、上記行使価額の調整が行われ、調整後行使価額は1,146円となりました。

(注)3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注)4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 第2回新株予約権（無償ストック・オプション）

決議年月日	2020年10月30日
付与対象者の区分及び人数 ※	当社従業員 192名
新株予約権の数 ※	9,199個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ※	普通株式 919,900株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	469円 (注)2

新株予約権の権利行使期間	2022年10月31日から2027年10月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4

※事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 第3回新株予約権（有償ストック・オプション）

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数 ※	当社取締役 7名
新株予約権の数 ※	18,464個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ※	普通株式 1,846,400株 (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり 1,200円
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権 1株当たり 1,200円 (注) 2
新株予約権の権利行使期間	2025年7月1日から2032年12月2日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4

※事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で調整されるものとする。

なお、2023年4月3日の行使価額を下回る払込金額での新株発行により、上記行使価額の調整が行われ、調整後行使価額は1,146円となりました。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2026年3月期のいずれかの事業年度において、下記の売上高及びEBITDA条件をいずれも達成した場合に、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上高が12,108百万円をいずれかの事業年度で超過した場合
 - (b) EBITDAが2,905百万円をいずれかの事業年度で超過した場合
 なお、売上高及び営業利益の判定においては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における売上高を参照するものとし、EBITDAの判定においては、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書）から、EBITDA（＝経常利益＋減価償却費＋支払利息）を参照するものとする。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他の正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 高 敦	経営全般
取締役副社長	谷 本 健	経営戦略室及び情報プロセッシング本部担当
取締役副社長	小 松 原 道 高	ソリューション推進本部長
常務取締役	西 脇 徹	管理本部長
取 締 役	西 村 浩 哉	三菱商事(株) 食品流通・物流本部長 (株)MCデータプラス社外取締役
取 締 役	富 本 祐 輔	トヨタファイナンシャルサービス(株) イノベーション本部副本部長 OPN Holding(株) 取締役
取 締 役	菅 野 沙 織	オルヴェオン グローバル ジャパン(株) 代表取締役社長 日本輸入化粧品協会 理事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	酒 井 慎 二	
取 締 役 (監査等委員)	眞 田 幸 俊	慶應義塾大学 理工学部電気情報工学科 教授 一般社団法人電子情報通信学会 副会長
取 締 役 (監査等委員)	柳 澤 宏 輝	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役菅野沙織氏の戸籍上の氏名は、本間沙織です。
2. 取締役西村浩哉氏、取締役富本祐輔氏、取締役菅野沙織氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)酒井慎二氏、取締役(監査等委員)眞田幸俊氏及び取締役(監査等委員)柳澤宏輝氏は、社外取締役(監査等委員)であります。
4. 当社は、社外取締役菅野沙織氏、社外取締役酒井慎二氏及び社外取締役眞田幸俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役(常勤監査等委員)酒井慎二氏は、前職において、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)眞田幸俊氏は、第5世代移動通信システムを分野とする研究者であり、当社ビジネスと関連性がある専門的な知識を有しており、また、大学教授という教育者として幅広い見識と経験を有しております。取締役(監査等委員)柳澤宏輝氏は、弁護士として豊富な法的知識と経験を有しております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭 報酬等	
		基本報酬	業績連動 報酬等		
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	86,001 (4,800)	77,520 (4,800)	8,481 (-)	- (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,050 (23,050)	22,800 (22,800)	250 (250)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	109,051 (27,850)	100,320 (27,600)	8,731 (250)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 上表には無報酬の取締役2名を除いております。また、合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 社外取締役(監査等委員を除く。)のうち2名の報酬については、出向元に事務協力費として支払っております。その合計金額は9,600千円になります。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、売上高前年度伸長率及び当期純利益であり、当事業年度支給対象の実績は、それぞれ7,139百万円(前期比110.7%)、△385百万円になります。当該指標を選択した理由は、取締役に対する経営戦略実現への動機づけとし、当社の事業特性を踏まえて客観性・透明性のある報酬制度とするためとなります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名(うち社外取締役3名)であります。
- b. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の決定にあたっては、取締役報酬ポリシーを取締役会で定め、取締役報酬ポ

リシーに基づき、基本報酬、短期インセンティブ報酬からなる報酬制度としております。

なお、取締役報酬ポリシーは次の3点から構成されます。

- ・報酬構成：報酬項目は基本報酬、短期インセンティブ報酬（取締役賞与）とする。
- ・報酬水準：世間統計の水準を参考に、代表取締役社長の報酬水準を設定する。その他の役位については、代表取締役社長の水準に基づいて役位ごとに設定する。
- ・評価反映：基本報酬のうち執行報酬部分について、取締役個人の評価結果に連動させる。また、短期インセンティブ報酬について、売上高及び当期純利益を指標とする。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

a. 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責その他会社の業績等を総合考慮して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する決定方針

当社は、取締役を対象に短期インセンティブ報酬を導入しております。前年度の売上高に対し、伸長率が100%を超える場合に支給すること前提条件としております。この条件を達成した場合、当期純利益を基礎とした金額に役位別の係数を乗じて算出した月額金額を毎月支給することとしております。また、会社の業績等に応じて、賞与として一定の時期に支給することとしています。

c. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、報酬等の種類ごとの割合を設定しており、業績指標100%達成時において、おおよその目安として、基本報酬：短期インセンティブ報酬＝3：1としております。

なお、2023年6月28日開催の定時株主総会において、第4号議案として提出しております、「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されますと、当社の取締役の報酬制度は、基本報酬、短期インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬からなる報酬制度となり、報酬等の種類ごとの割合については、基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1となります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長大高敦に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の管掌領域や職責の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

b. 取締役（監査等委員）の報酬等の決定の委任に関する事項

また、取締役（監査等委員）の報酬は、株主総会にて決議された取締役（監査等委員）にかかる報酬総額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役西村浩哉氏は、株式会社MCデータプラスの社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役富本祐輔氏は、OPN Holding株式会社の取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役菅野沙織氏は、オルヴェオン グローバル ジャパン株式会社の代表取締役社長であり、日本輸入化粧品協会の理事長であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）眞田幸俊氏は、慶應義塾大学理工学部電気情報工学科の教授及び一般社団法人電子情報通信学会の副会長であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）柳澤宏輝氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

役 職	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	西 村 浩 哉	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に決済事業全般にかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取 締 役	富 本 祐 輔	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に決済事業全般にかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

役 職	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	菅 野 沙 織	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、主にマーケティングにかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	酒 井 慎 二	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、常勤監査等委員の立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	眞 田 幸 俊	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、監査等委員の立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柳 澤 宏 輝	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、監査等委員の立場から適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び相続人、管理職従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,950千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護基本規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定、周知及び徹底し、法令遵守及びリスク管理についての徹底及び指導を行っています。その上で、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、役員等は組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、代表取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告します。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行うとともに、経営危機管理規程に基づき代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。また、月に2回以上開催される経営会議にて取締役会上程案件及び取締役社長決裁案件等の協議等を行っています。

(b) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程及び稟議規程に基づき、適切に業務を分掌させたくうえで、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動指針、従業員行動規範、コンプライアンス関連規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っております。当社は、審議及び諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本規程を制定し、運用をすることで、コンプライアンス体制の整備並びに問

題点の把握及び改善を図っています。コンプライアンス委員会の審議結果を踏まえてコンプライアンス・法務部は、再発防止策の展開等、コンプライアンス推進活動を行います。また、内部監査室は監査等委員会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行い、取締役社長に報告し、必要に応じてコンプライアンス・法務部が人事部と連携して社内教育、研修を実施します。また、監査等委員会は取締役の業務執行のモニタリングを行い、状況把握及び監査を定期的に行います。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。
- ⑥ 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
前項の使用人の人事異動につき、監査等委員会の意見を尊重して行います。監査等委員会より要請のある場合、前項の使用人は監査等委員会の指揮及び監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとします。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は、以下の重要事項を報告するものとします。また、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には速やかに対応するものとします。
- (a) 当社の重要な機関決定事項
 - (b) 当社の経営状況のうち重要な事項
 - (c) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (d) 当社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - (e) 当社における重大な法令及び定款違反
 - (f) その他、当社に関する重要事項
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2に基づ

く費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会と取締役社長、主要部室長との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努めております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うことで、発生した不備に対して必要な是正措置を講じます。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、役職員等行動規範及び反社勢力対策規程を制定、周知及び徹底します。その中で法令遵守はもとより、「社会的良識をもって行動する」旨だけでなく、「反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じない」旨を定めています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告しております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督しております。また、組織規程及び職務権限規程に基づき、適切に業務を分掌させた上で、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築し、運用しております。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業行動指針、従業員行動規範、コンプライアンス関連規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っています。その上で、内部監査室は監査等委員会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行っております。また、監査等委員会は取締役の職務執行のモニタリングを行い状況把握及び監査を定期的に行っております。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針を定め、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

以上

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,614,332	流動負債	4,733,948
現金及び預金	2,861,304	買掛金	67,924
売掛金	1,030,027	リース債務	4,757
契約資産	14,366	未払金	625,097
商品	497,513	未払費用	153,702
蔵品	6,691	未払法人税等	26,808
前払費用	182,342	預り金	1,684,486
その他	22,199	契約負債	2,008,547
貸倒引当金	△112	未払消費税等	68,718
固定資産	5,194,222	賞与引当金	92,150
有形固定資産	642,574	製品保証引当金	1,753
建物附属設備	206,510	固定負債	118,517
器具及び備品	2,202,488	リース債務	3,366
リース資産	313,265	退職給付引当金	115,150
建設仮勘定	85,408	負債合計	4,852,465
減価償却累計額	△2,165,097	(純資産の部)	
無形固定資産	4,070,146	株主資本	4,933,932
商標権	2,437	資本金	3,553,343
ソフトウェア	3,687,777	資本剰余金	708,070
ソフトウェア仮勘定	379,212	資本準備金	553,343
その他	720	その他資本剰余金	154,727
投資その他の資産	481,501	利益剰余金	672,519
長期前払費用	41,676	その他利益剰余金	672,519
敷金	292,542	繰越利益剰余金	672,519
繰延税金資産	147,282	新株予約権	22,156
資産合計	9,808,555	純資産合計	4,956,089
		負債純資産合計	9,808,555

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,831,435
売上原価	5,269,251
売上総利益	2,562,183
販売費及び一般管理費	2,002,144
営業利益	560,038
営業外収益	
受取利息	36
助成金収入	1,903
受取補償金	800
その他	206
	2,945
営業外費用	
支払利息	255
株式公開費用	27,328
その他	42
	27,626
経常利益	535,357
特別利益	
新株予約権戻入益	5,103
税引前当期純利益	540,461
法人税、住民税及び事業税	7,020
過年度法人税等	8,204
法人税等調整額	△147,282
当期純利益	672,519

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予 約権	純資産額 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己 株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,553,343	3,553,343	-	3,553,343	△1,345,272	△1,345,272	-	5,761,413	5,103	5,766,516
当期変動額										
当期純利益					672,519	672,519		672,519		672,519
資本準備金から その他資本剰余 金への振替		△3,000,000	3,000,000	-						-
その他資本剰余 金から利益剰余 金への振替			△1,345,272	△1,345,272	1,345,272	1,345,272				-
自己株式の取得							△1,500,000	△1,500,000		△1,500,000
自己株式の消却			△1,500,000	△1,500,000			1,500,000			-
新株予約権 の発行									22,156	22,156
新株予約権 の取得及び消却									△5,103	△5,103
当期変動額合計	-	△3,000,000	154,727	△2,845,272	2,017,792	2,017,792	-	△827,480	17,053	△810,427
当期末残高	3,553,343	553,343	154,727	708,070	672,519	672,519	-	4,933,932	22,156	4,956,089

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	澤 山	宏 行
業 務 執 行 社 員			
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	鈴 木	直 幸
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算

書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付

意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当社監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されているその他の関係会社である三菱商事株式会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているその他の関係会社である三菱商事株式会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 監査等委員会

監 査 等 委 員 酒 井 慎 二 ㊞

監 査 等 委 員 眞 田 幸 俊 ㊞

監 査 等 委 員 柳 澤 宏 輝 ㊞

(注) 監査等委員酒井慎二、眞田幸俊及び柳澤宏輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化及び新規事業への進出に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加及び変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11. (条文省略) (新設) <u>12.</u> 前各号に付随又は関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11. (現行どおり) <u>12.</u> 前払式支払手段の発行、販売及び管理 <u>13.</u> 前各号に付随又は関連する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おお たか あつし 大 高 敦 (1970年3月3日) 再任	1992年6月 三菱商事(株) 入社 2002年1月 同社 新機能事業グループ 金融企画部 シニアマネージャー 2002年4月 同社 コーポレートグループ ビジネスクリエーション室 シニアマネージャー 2005年4月 同社 イノベーション事業グループ ビジネスクリエーション部 シニアマネージャー 2008年3月 当社出向 代表取締役社長 2020年11月 当社移籍 代表取締役社長（現任） <取締役候補者とした理由> 代表取締役社長として、幅広い見識と指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、当社の創業者として豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。	0株
2	たに もと たけし 谷 本 健 (1969年11月28日) 再任	1995年4月 三菱商事(株) 入社 2016年9月 ビープル(株) 代表取締役 2020年1月 当社入社 執行役員経営戦略室長 2020年6月 当社 取締役副社長 経営戦略室長 2022年7月 当社 取締役副社長（現任） <取締役候補者とした理由> 取締役副社長として、当社の経営に携わり、特に経営戦略の領域において指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、他会社の代表取締役を歴任するなど、経営全般について豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">こまつばら みちたか 小松原 道高 (1968年12月21日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1993年4月 三菱商事(株) 入社 2010年4月 ビー・ウイズ(株) 取締役経営企画部長 2014年12月 イト 三菱商事会社 ビジネスサービス部門 SVP 2017年10月 当社出向 経営戦略部長 2018年11月 当社出向 取締役副社長 ソリューション推進本部長 2020年11月 当社移籍 取締役副社長 ソリューション推進本部長(現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 取締役副社長として、当社の経営に携わり、特にソリューション推進の領域において指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、決済サービス事業の業界について、豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。</p>	0株
4	<p style="text-align: center;">にし わき とおる 西 脇 徹 (1975年7月27日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2000年10月 中央青山監査法人 入社 2004年7月 財務省 入省 2007年8月 野村證券(株) 入社 2012年10月 (株)産業革新機構(現(株)INCJ) 入社 2015年12月 (株)エイ・ウィル・アトランス 入社 ((株)マツカコ・ホレーション出向) 2016年11月 (株)マツカコ・ホレーション 入社 IPO推進室室長 2017年6月 同社 常務取締役IPO推進室室長 2018年6月 同社 取締役副社長CSO 2019年6月 同社 代表取締役副社長CSO 2020年3月 (株)WOLVES Hand 取締役CFO 2022年2月 当社 常務取締役管理本部長(現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 常務取締役として当社の経営に携わり、管理本部長として、経理財務、法務・コンプライアンス、人事等の領域において、責任を果たしております。また、上場企業の代表取締役としての豊富な経験と、公認会計士としての企業財務経理分野での見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">に し む ら ひ ろ や 西 村 浩 哉 (1969年7月21日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p>	<p>1992年4月 三菱商事(株) 入社 2000年4月 (株)アイライツ 常務取締役 2006年10月 (株)Geneon Entertainment Inc.(USA) SVP 2013年3月 Mitsubishi corporation Americas Inc (USA)出向 SUNRIGHTS INC. President 2016年9月 (株)オーソ インタテインメント事業本部 本部長 2018年3月 GLOVAL CONSUMER ENTERPRISE,INC Director 2018年4月 (株)ロイヤリティマーケティング 社外取締役 2018年4月 当社 社外取締役(現任) 2018年9月 CookpadTV(株)(現 (株)クックパッドライヴ) 社外取締役 2019年4月 三菱商事(株) リテイルマーケティング 部長 2020年4月 同社 コンシューマーマーケティング 部長 2023年4月 同社 コンシューマー産業グループ 食品流通・物流本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱商事(株) 食品流通・物流本部長 (株)MCデベロップメント 社外取締役</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待する役割> 三菱商事株式会社において、リテール分野のマーケティング事業を推進する など幅広い業務経験や、多くの会社での社外取締役を務めてきたことによる 豊富な経験及び幅広い見識を有しております。引き続き、社外取締役とし て、当社経営に対して、有益なアドバイスをいただけるものと判断し、選任 しております。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p>とみもと ゆうすけ 富本祐輔 (1968年4月19日)</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	<p>1991年4月 東京海上火災保険(株) (現 東京海上日動火災保険(株)) 入社</p> <p>2000年7月 トヨタファイナンス(株) 入社</p> <p>2008年3月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2015年7月 トヨタファイナンス(株) 戦略企画グループ シニアアドバイザー</p> <p>2020年1月 同社 戦略企画本部 副本部長</p> <p>2020年6月 SYNQA PTE LTD(現 OPN Holding(株)) Director (現任)</p> <p>2021年1月 トヨタファイナンス(株) イノベーション本部 副本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>トヨタファイナンスサービス(株) イノベーション本部副本部長</p> <p>OPN Holding(株) Director</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待する役割></p> <p>金融事業を担う会社において企画業務に従事し、当社が属する業界及び当社のビジネスに精通し、豊富な経験と知見を有しております。引き続き、社外取締役として、当社経営に有益なアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。</p>	0株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<p data-bbox="273 530 489 606">かん の さ おり 菅 野 沙 織 (1959年11月12日)</p> <p data-bbox="356 641 409 686">再任</p> <p data-bbox="356 719 409 765">社外</p> <p data-bbox="356 798 409 843">独立</p>	<p data-bbox="535 225 1158 901"> 1983年4月 (株)E・A 入社 1986年10月 (株)K&L 入社 1989年2月 エル・インターナショナル(株) 入社 1993年10月 エフ・エル(株) 入社 マーケティング部 室長 1996年10月 イブ・サン・ラシ・パルファン(株) 入社 マーケティング部 部長 2001年1月 フルジヨア(株) 入社 マーケティング部 部長 兼 営業部 部長 2011年4月 エフ・エル(株) 入社 マーケティング部 本部長 2012年3月 同社 代表取締役社長 2017年6月 日本輸入化粧品協会 理事長(現任) 2019年6月 在日米国商工会議所 理事 2020年6月 当社 社外取締役(現任) 2022年3月 エフ・エル(株) 上級顧問 2022年7月 エアエッセンシャル(株)(現 ルヴェオン グローバル ジャパン(株)) 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ルヴェオン グローバル ジャパン(株) 代表取締役社長 日本輸入化粧品協会 理事長 </p> <p data-bbox="523 923 1339 1105"> <社外取締役候補者とした理由及び期待する役割> 外資系企業における豊富な経験、他社において代表取締役を務められる他、日本輸入化粧品協会理事長及び在日米国商工会議所理事といった要職を務められていたことによるグローバルな視点や、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き、社外取締役として、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただけるものと判断し、選任しております。 </p>	0株

- (注) 1. 菅野沙織氏の戸籍上の氏名は、本間沙織です。
2. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 西村浩哉氏、富本祐輔氏及び菅野沙織氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 西村浩哉氏、富本祐輔氏及び菅野沙織氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西村浩哉氏は5年2カ月、富本祐輔氏は15年3カ月、菅野沙織氏は3年になります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を西村浩哉氏、富本祐輔氏及び菅野沙織氏と締結しております。改めて西村浩哉氏、富本祐輔氏及び菅野沙織氏が社外取締役に再任された場合、引き続き各氏との契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は2023年6月の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年10月30日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

当社は、2023年4月4日に東京証券取引所グロース市場に上場し、また、昨今の経済情勢や事業環境の変化等へ対応して取締役の役割・責務が増大しております。また、更なるコーポレートガバナンスの強化のため、今後の取締役の員数構成や優秀な人材を確保・維持するに相応しい報酬水準の設定を可能とし、中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系や支給水準及び将来の取締役の員数構成を総合的に勘案し、必要かつ合理的な内容であり、また、監査等委員会において検討がなされましたが、相当であると判断しており、特段の意見はございません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」で提案させていただき、報酬等の額とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権制度の導入をお願いするものであります。

つきましては、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）につき年額40百万円以内として設定いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業績、当社における対象取締役の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、相当であると判断しており、特段の意見はございません。

対象取締役に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
- (2) 新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）につき600個を上限とする。
- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

(4) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日より2年を経過した日から8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(10) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他
新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目11番2号
太陽生命日本橋ビル 26階 会議室
TEL 03-3517-3800



(交通のご案内)

- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅（地下通路にて直結）
- 都営地下鉄浅草線「日本橋」駅より徒歩4分
- J R「東京」駅八重洲北口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。